

教育実習の受け入れ要項

群馬県立太田特別支援学校

群馬県立太田特別支援学校（以下、本校）での教育実習を希望する場合は、下記の要項に従って、教育実習実施の前年度に申し込みをしてください。申込期間を過ぎると受付はしませんので、十分に注意してください。

記

1、教育実習の受け入れについて

- ・実習希望者の条件として、特別支援学校教員免許取得を目標としており、大学で特別支援学校の教職課程を履修していること。
- ・教員採用試験を受験予定であること。

2、実習期間

- ・原則として9月末から10月上旬の10日間とする。

3、教育実習の申し込み方法

- ・次年度の実習希望者が、実習前年度の4月～6月末日までに、電話等で実習可能か問い合わせ、希望期間の実施が可能かを確認の上、受け入れを確定することとする。
- ・受け入れ人数は4名までとし、定員に達した場合はその後受理しない。
- ・教育実習を希望する者は、実習年度の前年度7月15日から12月15日まで（土・日・祝日を除く）に、訪問日を事前連絡の上、直接本人が本校に出向き、所定の申請書に必要事項を記入し、申し込む。申込時には学生証を持参すること。

4、内諾及び実習依頼について

- ・申し込みを受理した場合は、大学からの依頼により内諾書を発行する。
- ・各大学は、学校長宛に「教育実習依頼書」を郵送により提出する。
※申込時に、すでに依頼書を提出している場合は、この必要はない。

5、その他

- ・教育実習生は、各大学において実習する「教育実習事前指導」において、十分な事前学習を行う（学習指導、生徒指導、言葉遣い、服装、勤務等）また、保険の加入、予防接種の確認等を済ませる。
- ・実習生は、本実習前のオリエンテーションに出席すること。
（原則8月中に実施。実習年度の4～6月に連絡）

以上

【群馬県立太田特別支援学校への連絡】

住所 群馬県太田市藤阿久町26番地1
電話 0276-32-3939
実習窓口 大美賀倫生